

# 第9号 菊池環境保全組合立 環境工場等建設の取組み

菊池環境保全組合新環境工場等整備及び運営事業者選定委員会  
及び熊本県環境影響評価条例に基づく広報



— 新環境工場(ごみ処理施設・最終処分場) イメージ図 —

※このイメージ図は、あくまで現時点での(案)であり、変更される場合があります。  
特に「ごみ処理施設」(中央右)は、入札応募者の提案によるデザインとなるため、実際とは異なります。

- 菊池環境保全組合新環境工場等整備及び運営事業者選定委員会
- 菊池環境保全組合
- 構成市町／菊池市・合志市・大津町・菊陽町
- 平成29年3月発行(第9号)

お問い合わせ先：菊池環境保全組合 建設推進課

TEL (096)293-2555 FAX (096)293-3350

ホームページアドレス：http://www.kikunanseisou.or.jp

Eメール info@kikunanseisou.or.jp

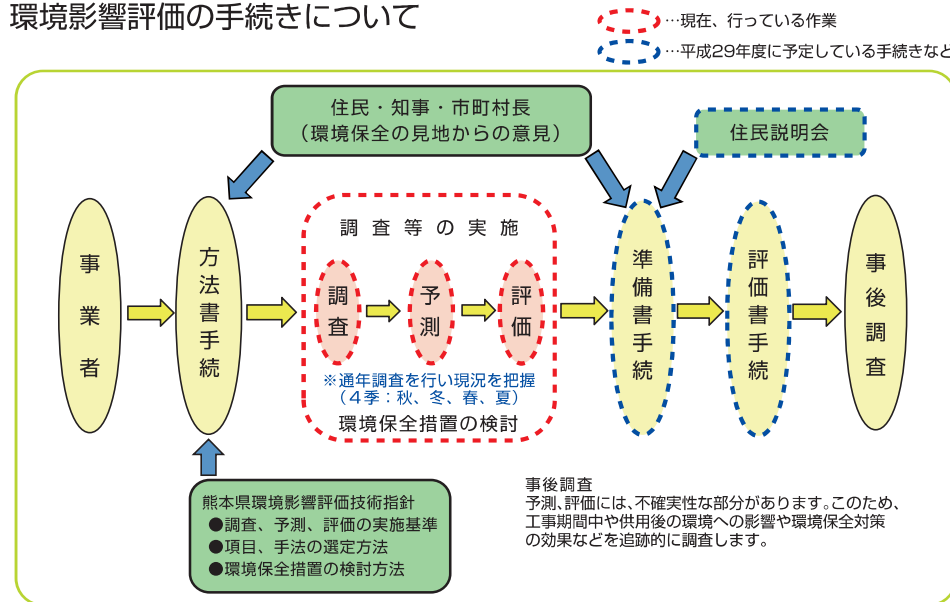
## ■ 環境影響評価(いわゆる「環境アセスメント」)について

菊池環境保全組合では、熊本県の環境影響評価条例に基づき環境影響評価を実施しています。現在の進捗状況としましては、平成27年7月の方法書の公告・縦覧手続きの後、同年9月から開始した事業実施区域及びその周辺の現況把握を目的とした大気質、気象、騒音、振動(交通量)、悪臭、動植物などの現地調査(4季：秋、冬、春、夏)を終え、その結果等の取りまとめを行っています。(H28. 4月発生の中東地震の影響により調査項目の一部に欠測が生じたため、それらの項目については現在も継続して調査を実施しています。)

この調査結果を踏まえ、平成29年夏頃に予定している準備書の公告・縦覧手続きに向け、本組合が進めている事業の実施に伴う環境影響について予測、評価を行うとともに、影響が予測される事項に対する「環境保全措置」についても検討を行っています。

なお、準備書の公告・縦覧に合わせて、本組合を構成する2市2町(菊池市・合志市・大津町・菊陽町)の住民の皆様を対象とした説明会を開催する予定です。(詳細については、後日、2市2町の広報紙にも掲載します。)

## 環境影響評価の手続きについて



上層気象の観測  
(測定機器を吊り下げた気球を放球する様子)



動物調査  
(ネズミ等を捕獲するため、シャーマントラップを仕掛ける様子)



昆虫類調査  
(虫取り網を使い昆虫を採取する様子)

## ■ 新環境工場等建設に係るこれまでの経緯

平成27年度「菊池環境保全組合新環境工場等建設検討委員会（委員会開催：全7回）」において、新環境工場（ごみ処理施設）の処理方式、新最終処分場の方式及び各事業方式に関する検討を行い、その取りまとめ結果を組合長に答申しました。（広報第8号に掲載）

### 菊池環境保全組合新環境工場等整備及び運営事業者選定委員会設置

答申を受け、本組合では、次の段階となる新環境工場（ごみ処理施設）の整備及び運営を行う事業者並びに新最終処分場の整備を行う事業者を公正かつ公平に選定することを目的とした「菊池環境保全組合新環境工場等整備及び運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、新環境工場（ごみ処理施設）の整備及び運営事業者の選定に伴う第1回委員会を平成28年12月21日に開催しました。



委員会開催の様子

なお、本委員会については、全6回の開催を予定しています。

## ■ 委員会の構成

### 専門知識を有する者

国立大学法人熊本大学大学院自然科学研究科教授	鳥居 修一（委員長）
国立大学法人九州大学大学院工学研究院環境社会部門准教授	中山 裕文（副委員長）
一般財団法人日本環境衛生センター理事	岩永 宏平
株式会社日本政策投資銀行九州支店企画調査課長	水木 祐一
学校法人福岡大学環境保全センター教授	柳瀬 龍二

### 関係市町の副市長

菊池市副市長 木村 利昭	合志市副市長 藤井 勝公
大津町副町長 田中 令児	菊陽町副町長 井手 義隆

## ■ 委員会で検討する内容

- (1) 新環境工場（ごみ処理施設）の整備及び運営を行う事業者の選定について
- (2) 新最終処分場の整備を行う事業者の選定について
- (3) その他事業の推進に関し必要な事項について

## ■ 新環境工場（ごみ処理施設）整備及び運営を行う事業者の募集・選定に向けて

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法※1）の規定に準じて実施します。

第1回委員会では、本組合が計画している平成33年4月の供用開始に向けた事業全体スケジュールと委員会の進め方の確認を行うとともに、「新環境工場（ごみ処理施設）整備及び運営事業の実施方針」及び「要求水準書（案）」について協議・検討を行い、平成28年12月26日に本組合ホームページにおいて公表しました。

なお、第2回及び第3回委員会では、平成29年4月に予定している入札公告に関する資料（入札説明書・要求水準書・落札者決定基準書等）について協議・検討を行います。

### 実施方針

特定事業の選定を行う前に公表する書類。実質上、事業のスタート時に出す書類です。

#### 【主な内容】

- 募集、選定に関する事項
- 事業の概要（処理規模及び施設配置等）
- 事業スキーム並びに役割分担等
- 民間事業者の責任の明確化（リスク分担）
- 事業継続が困難になった場合の措置
- 法制度上及び税制上の措置
- 財政上及び金融上の支援
- 「プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月内閣府PFI推進委員会）より一部抜粋

### 要求水準書

入札公告時に公表する書類。設計及び建設、維持管理に関する条件を記載したものです。

#### 【主な内容】

- 設計・建設業務に関する条件等（業務概要、処理規模、必要諸室、必要備品、提出図面等）
- 運営・維持管理業務に関する条件等（業務概要、業務従事者の条件、業務体制等）

※1 PFIとは、Private-Finance-Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）の略で、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法の一つです。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うものです。ただし本事業の方式は「公設民営（DBO）」であるため、資金の調達には組合が直接行います。

## ■ 事業者募集及び選定スケジュール（予定）

内容	平成28年度		平成29年度		
	12月	3月	4月	12月	3月
実施方針・要求水準書（案）の公表					
入札公告・入札説明書等の公表・交付			入札公告		
落札者決定・契約締結				落札者決定	契約